

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成28年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

別表中「72職種131作業」を「74職種133作業」に改め、同表5中「婦人子供既製服製造作業」を「婦人子供既製服縫製作業」に改め、同表7中「10職種22作業」を「12職種24作業」に改め、同表

7に

|          |           |
|----------|-----------|
| 自動車整備    | 自動車整備作業   |
| ビルクリーニング | ビルクリーニング作 |

業

を加える。

附 則

この基本方針の改正は、公布の日から適用するものとする。